

中小企業政策審議会経営支援分科会

共済小委員会（第22回）

令和6年1月11日（木）

経済産業省中小企業庁

午後3時30分 開会

○井上経営安定対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第22回共済小委員会」を開催いたします。

本日はお忙しいところ、御参集をいただき誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めさせていただきます経営安定対策室長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、事業環境部長の山本より御挨拶をさせていただきます。

○山本事業環境部長 中小企業庁の事業環境部長の山本でございます。

まずもって、今般の能登半島地震によりましてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々に対し心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

中小企業庁、経済産業省におきましても、この経営安定対策室をはじめ省を挙げて対応に当たっておりますところでありまして、また、委員の皆様も御関係の皆様も御支援、御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

さて、本日の小委員会でございます。委員の皆様におかれましては、倒産防止、小規模企業の両共済制度につきまして日頃より御指導を賜りまして感謝を申し上げます。コロナがようやく明けまして、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足への対応など、中小企業、小規模事業者にとっては依然として厳しい経営環境が続いておるところでございます。

こうした中、倒産防止共済、小規模企業共済ともに加入者が増加傾向にあるなど、中小企業者の取引先の倒産に対する備え、小規模企業者の廃業・引退をサポートする両共済制度の意義は大きいものと理解をしております。

本日は、両共済制度の運営の状況・現状を御報告させていただきますとともに、昨年末の税制改正大綱に記載された倒産防止共済の不適切な利用への対応についても御報告をさせていただきますと存じます。また、中小企業基盤整備機構様より昨年9月に開始された両共済における手続の一部オンライン化の進捗状況についても御報告をいただきたいと存じます。

これら両共済制度が中小・小規模事業者にとってよりよいものになり、今後も安定的に運営できますよう、委員の皆様とともに制度の在り方を考えてまいりたいと存じます。

本日は限られた時間ではございますけれども、積極的に御議論を賜りまして、忌憚のない御意見、御指導をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、まず委員の退任、新規就任について御報告をいたします。

このたび、安達委員、柄澤委員、鈴木委員が御退任され、新たに清水委員、辻村委員、森下委員が御就任されておりました、委員の総数は12名となっております。

本日、堤委員は所要のため、途中から参加されると伺っております。また、柏木委員、森下委員については所要のため御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ10名の委員の御出席のため、中小企業政策審議会令第8条に規定されております「過半数の出席」の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、審議に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、

議事次第

委員名簿

資料1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」

資料2「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」

資料3「小規模企業共済制度の現状について」

資料4「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組み」

がそれぞれございますでしょうか。

配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本日はリモートでの開催となっております。安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにいただき、発言なさる際のみ御自身で双方オンに切り替えてくださるようお願いいたします。発言が終わりましたら、再度全てオフに切替えをお願いいたします。御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手をお下げください。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山本委員長にお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。委員長の山本でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議題につきましては、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

議題1が「中小企業倒産防止共済制度の現状について」

議題2が「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」

議題3が「小規模企業共済制度の現状について」

議題4が「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組みについて」

となっております。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、まず、議題1及び議題2について合わせて質疑応答、御審議をいただければと思っております。まず議題1につきまして、資料1に基づき事務局から御説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、倒産防止共済制度の現状について御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。まず1ページ目でございますが、本制度の概要でございます。

本制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、掛金の10倍まで貸付けを受けられる制度です。運営主体は、独立行政法人中小企業基盤整備機構でございます。

2 ページ目は、加入と在籍状況でございます。平成19年度以降、在籍件数は一貫して増加しております。加入件数はバブル崩壊以降減少傾向でしたが、平成23年10月の改正法施行後に掛金限度額が20万円に増額されてからは、加入者が急増しております。引き続き加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

3 ページ目は、月額掛金の実績でございます。令和4年度の新規加入者のうち、約6割が20万円を選択しております。また、在籍者全体で見ても20万円を選択する者が4割を超えております。

4 ページ目、月額掛金の実績の推移を示しております。先ほど申しましたとおり、平成23年の制度改正において月額上限を引き上げて以来、20万円を選択する方が一貫して増加をしております。

5 ページ目は、業種別の加入状況でございます。令和4年度の新規加入者は、サービス業、建設業、小売業、不動産業、製造業が多いところでございます。在籍者全体で見ますと、製造業が小売業、不動産業を抜いて3番目、卸売業が不動産業を抜いて5番目となっております。

6 ページ目は、共済金の貸付実績でございます。企業の倒産件数は、全体を見ると平成20年頃のリーマンショック以降より減少傾向が続いておりましたが、足元の令和4年度は前年より増加いたしました。共済金の貸付実績も同様に令和4年度は増加したものの、ピーク時と比べ大幅に減少しているところでございます。

7 ページ目は、一時貸付金の貸付実績です。一時貸付けは、平成18年度以降、令和元年度まで新規の件数・額ともに増加傾向でしたが、新型コロナウイルスの支援制度の充実の影響もあり、令和2年度に大幅に減少した後、再び増加傾向にあります。

8 ページ目は、貸借対照表についての御説明でございます。特に左下にあります基金経理を中心に説明をいたします。まず、資産の部ですが、全体として加入者が増加しており、規模が拡大していることから約2兆8701億円となっており、昨年度よりも2200億円余り増加をしております。また、貸倒引当金は流動資産、固定資産にそれぞれ計上されておりますが、合計で約170億円となっております。これは、貸付金の残高が減っているということもあり、昨年度より約7億円の減少となっております。

次に、負債及び純資産の部でございます。前納掛金に当たる前受金は1103億円と昨年度より153億円減少しております。

9 ページ目、損益計算書を御覧ください。こちらも基金経理を中心に御説明いたします。まず、収益の部です。共済事業の掛金等の収入は、加入者の増加及び上限20万円の掛金設定による新規加入者の増加に伴いまして約4187億円と昨年度よりも187億円増加しております。

また、資産の運用収入は、運用可能資産の増加、決算・利回りの改善により約34億円と昨年度より11億円増加をしております。

次に、費用の部でございます。前納減額金は、在籍者の増加によりまして約12.5億円と昨年度より1億円増加しております。

以上、倒産防止共済制度の現状につきまして事務局から御説明をさせていただきました。
○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明についての御質問等は議題2とまとめてお願いしたいと思っておりますので、引き続きまして、事務局より議題2について、資料2に基づいて御説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、資料2を御覧ください。

まず、2ページ目でございますけれども、これは先ほども御説明いたしましたけれども、加入・在籍状況でございます。特に御注目いただきたいのは右側の表でございます。平成23年の改正以降、加入者が増えている中、脱退件数も一定増加をしているという傾向が近年見られるということでございます。

ただ、次の3ページ目を御覧ください。加入者の増加はこの共済制度の安定運用につながるものでございますが、一方で脱退者の増加については共済制度の安定的な運営の観点からすると必ずしも好ましいものではございませんので、この脱退状況について、現状を御報告したいと思っております。左側が脱退者の平成20年度法改正前の動きでございます。右側が法改正後の動きでございます。これを御覧いただきますと、改正前は脱退者の方は加入3年目以降、一定の件数の方がおられるということが分かると思えます。一方で、改正後は加入3年後、4年後に多くの方がやめられて、その後、契約年数を過ぎますと脱退者が減るという傾向が見えております。特に法改正後は、加入3年目、4年目に解約する方が全体の約3割を占めるまでになっております。こうした解約してすぐに再加入する行動変容が発生すると見受けられているのではないかと考えております。

では、4ページ目を御覧ください。脱退者についてさらに分析をしております。まず左側のグラフ、令和2年から令和4年におきます全体の加入者のうち、再加入の方が約16%おります。さらにこの16%を分析してみますと、再加入のうち2年未満に再加入した方は、1年未満、1年以上2年未満を足しますと全体の約8割を占めるまでになっております。脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではないのではないかと考えております。

では、次の5ページを御覧ください。なぜこうした脱退・再加入が行われるのかということ进行分析をしております。まず左側の倒産防止共済加入者アンケートを御覧ください。加入者アンケートによれば、加入者のうち約2～3割の方から「税制上の優遇措置があるため」と御回答いただいております。さらに、右側を御覧ください。倒産防止共済により節税を指南する事例が多数ございます。インターネット上、雑誌等々で検索をしますと、多

くのページが見受けられるというところでございます。

こうしたことは、繰り返しになりますけれども、共済制度の安定的な運用ということを考えますと必ずしも好ましいことではないのではないかと考えておることから、その対応を事務局のほうでは検討してまいったところでございます。

その結果、7ページ目でございます。これは年末に来年度の税制改正大綱を御覧になられた委員の方もいらっしゃると思いますけれども、簡単に申し上げますと、加入・脱退自体は法制度上止めることができませんが、税制におきまして、一度解約をされた方が再加入された場合であっても、2年間は税制上の措置を受けることができないという改正をこの10月から適用することにしていきたいと考えております。

なお、この税制改正につきましては、倒産防止共済法自体の法改正ではございませんので、委員の皆様にお諮りすることではございませんが、制度の重大な変更でございますので、本日、皆様にここで御説明をさせていただき、御意見を頂戴賜ればと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、最初の資料1の点、それから今の資料2の点、いずれでも結構ですので、御質問、御意見があれば、頂戴したいと思います。さっきありましたように挙手機能を使って挙手いただければと思います。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 どうもよろしくお願いいたします。

最後の税制改正のことについて質問いたします。こういうループホールを利用する人というのがそんなにいるのかと驚いているのですけれども、これはあくまで確認なのですけれども、加入されていた方が解約されて再加入された場合には、その再加入された時点から2年目以降から損金算入可能となるという制度であるかと思うのですけれども、そういうことかという確認と、これが2年と決められたのはどういう理由で2年と決められたのかということについて質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えをお願いできますでしょうか。

○井上経営安定対策室長 先ほど委員の方がおっしゃったとおり、解約日からの2年間は損金算入ができませんということですので、2年が過ぎれば税制上の損金算入が可能となるということで間違いございません。

それから、2年という考え方についてはいろいろな議論もあったわけですが、先ほど御説明したとおり、多くの方が脱退後、再加入されておりますので、2年という期限であればある程度抑止機能になるのではないかとということで、こういう整理をさせていただいたところでございます。

○山本委員長 クラリファイですが、この2年間というのは解約のときから起算されると

いう理解でいいでしょうか。例えば解約して、そこから1年で加入した場合には、損金に算入できない期間はその後の1年間という理解でよろしいですか。

○井上経営安定対策室長 そういう理解でございます。

○山本委員長 そのようなことですが、大橋委員、いかがでしょうか。

○大橋委員 クラリファイしていただきましてありがとうございます。

そうすると、例えばこれでも減らないというときにはまたもしかしたらもうちょっと延ばしたりするということも考えられるということかなと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○井上経営安定対策室長 そこはまずはこの制度を運用してから状況を見つつ、また検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○大橋委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、あるいは御意見、コメントなども結構ですが、いかがでしょうか。

津田委員、お願いいたします。

○津田委員 丁寧に御説明いただきましてどうもありがとうございます。

私からは、資料2の御説明をいただきまして、いい内容になったなと考えているということをお伝えしたいという点と、あとは、今の加入されている方にこういった変更があったということを広く伝えていく伝え方というのをどういうふうと考えられているかというところを教えていただければと思っています。こういうものを想定して損金を狙っている方もいらっしゃるのではないかなと思うので、こういった変更があったときにうまく伝えていかないと、反発みたいなものがあったりするかなと思ったりしますので、その辺りを教えていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 それでは、事務局からお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今、入っている既存の契約者の方に対する周知広報は非常に重要だと思っております。

一方で、税制大綱というのはあくまで国会の御審議を踏まえてからということになりますので、恐らく3月下旬ぐらいに正式に決まることになっておりますが、今、運営する中小企業基盤整備機構とも話をしております、各種のお知らせをホームページに掲載、あるいは各種お知らせを個別に送付するなど、いろいろなことを通じまして、半年間ほどございますので10月1日までにしっかり周知をしていきたいと考えているところでございます。

○津田委員 御説明ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。周知の点は大変重要な点かと思っています。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしゅうございませうか。

この短期で脱退・加入を繰り返すという問題は、最近、当小委員会でも御報告があり、御指摘があったところですが、それについて一定の解決策が今回出されたということになりますので、今後、この状況がどのように変わっていくかを引き続き当小委員会でもモニターしていく必要があるかと思いますが、一応の解決が図られたということであったかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、議題3、小規模企業共済の方法の話に移りますけれども、そちらにつきまして、事務局から資料3に基づいての説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 それでは、小規模企業共済制度の現状につきまして、資料3に基づき説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。小規模企業共済制度の概要でございます。この制度は、小規模事業者である個人事業主、あるいは会社の役員が廃業・退職後の生活の安定などを図るための資金として積立てを行う共済制度でございます。共済制度はそれぞれ表にまとめてありますが、個人事業の廃止、会社等の解散などで廃業に至るケースがA共済事由として最も手厚い共済金を支給しています。

2ページ目は、加入・脱退・在籍者数の推移です。平成25年度以降、加入が脱退を上回っている状況で、在籍者数は増加傾向にあり、令和4年度もこの傾向は続いております。

3ページ目は、小規模企業数に対する小規模企業共済の在籍者の割合です。直近で約65%ということで、折れ線グラフのとおり年々上がっているところでございます。注意すべき点としましては、分子の部分となる在籍者数には共同経営者や会社の場合は役員なども含むため、必ずしも一企業一契約ではないということを御理解いただき、参考数値として御承知おきいただければと思います。

4ページ目は、共済契約者の年齢構成です。左側の円グラフの新規加入者は30代、40代で半数以上となっておりますが、右側の在籍者数は61歳以上の方が40%を超え、平均で57.8歳となっております。在籍者の高齢化が見てとれるところでございます。

5ページ目、掛金月額別の構成です。6万500円～7万円の層が新規で40.6%、在籍者で43.1%となっております。掛金上限の7万円に近い額で掛けている方が多いところでございます。

6ページ目は、業種別の割合です。在籍者、新規加入者ともにサービス業が約3分の1程度、次に建設、小売と続いております。小規模事業者の構成割合にほぼ近い構成でございます。

7ページ目は、共済金等の支給についてです。共済金の支給金額は、平成24年度に約6000億円を超え、その後は増減を繰り返しつつおおむね減少傾向となっており、令和4年度は約5333億円でございます。

8ページ目は、掛金から共済金などを差し引いた収支でございます。平成26年度以降は掛金により収入額が共済金などの支給額を上回るという状況が続いており、キャッシュフロー上、近年は共済金などの支給は掛金の収入で対応できております。令和4年度は、

掛金収入は前年度より約134億円程度増えた一方、共済金などの支出も約288億円程度増加をしており、収支差は前年度より減少しております。

9 ページ目は、財政状況についてです。共済金などの支給が増加したことやコロナ禍が金融市場に与えたインパクトの影響もあり、令和元年度末の利益剰余金は、前年度末に比べ1083億円縮小し1470億円となりましたが、令和4年度末時点では、利益剰余金は約4599億円までに積み上がっている状況です。

なお、予定利率は平成16年度4月以降1%としており、決算利回りはおおむね1%を超える形で推移をしておりますが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による金融市場の動きの影響を受けましてマイナス0.1%となっております。その後、令和2年度末時点では5.3%と回復を見せましたが、令和4年度末の時点では利回りは0.4%まで減少しております。

次に、10ページ目、基本ポートフォリオでございます。こちらは小規模企業共済法第25条に基づき中小機構が基本方針を策定しております。自家運用が約77.4%で、そのほとんどを国内債券としております。委託運用の部分は22.6%となっております。

次に、11ページ目でございます。共済の契約者貸付制度の利用推移になります。加入者は、御自身の掛金のうち約7割から9割の範囲内で事業資金等を借り入れることができます。件数、貸付額ともに減少傾向にございましたが、令和2年度以降は横ばいとなっております。

12ページ目は、貸借対照表です。右上にある給付経理を中心に説明をさせていただきます。近年の加入者・在籍者の増加などにより資産が増加しており、約11兆1000億円となっております。昨年度より増加しております。また、責任準備金は約10兆6000億円となっております。昨年より増加をしております。利益剰余金は約4600億円となっております。昨年より減少しております。

13ページ目は、損益計算書になります。こちらにも給付経理を中心に説明をいたします。加入者・在籍者の増加により資産が増加し、共済事業掛金等収入は約7900億円となっております。資産運用収入から信託運用損を引いた額は、昨年度の内外の株高の反動により約400億円となっております。前年度より1000億円の減少となっております。また、在籍者の増加によりまして、責任準備金の繰入れは約3700億円となっております。前年度より増加をしております。

以上、小規模企業共済制度の現状について御説明をさせていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの小規模企業共済制度の現状についての説明につきましても、御質問、御意見等があれば、御自由にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

コロナ禍を経てということですが、相対的には安定した運営がなされているということではないかと思っておりますけれども、何でも結構ですので、お気づきの点があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事務局の説明について承ったということにさせていただければと思います。

それでは、続きまして、本日最後の議題となりますけれども、議題4「共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組みについて」という点に移りたいと思います。中小企業基盤整備機構から資料4についての御説明をお願いいたします。

○吉野中小機構理事 中小企業基盤整備機構の吉野でございます。資料4について御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、1ページでございます。1ページから4ページまでは昨年の共済小委員会でも御説明したところですので、簡単に御説明申し上げます。

中段の「当初の課題」というところでございます。現在の情報システムにおいては直接取扱窓口契約者の皆様方にお越しいただき、紙で御申請いただくという業務フローとなっております。また、その後の業務処理も1か月から2か月の時間を要するなど、かなり80年代の半ばに開発した情報システムの制約に依存してございまして、大分契約者の皆様方に御不便をおかけしているというところがございまして、これを刷新していこうということがこの刷新のプロジェクトでございます。

したがって、矢印の下のところがございますが、刷新することによって「いつでも」「どこでも」「スピーディ」なサービスを提供したいということでございまして、「いつでも」「どこでも」というところはオンラインの手続を契約者の皆様方に提供したいということでございます。「スピーディ」というところは、現在、マンスリーでかかっている業務処理を、1日ではなかなか無理でございまして、デイリーで処理して様々な手続が迅速に契約者の皆様にお返しできるようにしていきたいというところでございます。

次のページ、以上をおまとめしたのがこの効果1、2、施策1、2、3でございます。

次のページにお進みいただければと思います。この刷新プロジェクトのスケジュールを表示したページでございます。一番下のところが従来の紙の手続での絵でございまして、中段のところが実は昨年9月にスタートいたしました「先行オンライン」と呼んでいるオンライン化の成果でございます。加入申込みと掛金月額増額・減額といった保全の手続に関しまして、まずはオンラインでサービスを提供するようということで開始したところでございます。今のところ大きな障害などはなく、この3～4か月、運営ができています。

さらに、一番上の段に参りますと、令和7年、2025年を予定しているところでございまして、ほぼ全ての手続をオンラインで処理する、また、先ほど申しました業務処理のスピードもマンスリーからデイリーにスピードアップするといったことを狙っているところでございます。

したがって、本日はこの昨年9月にスタートしましたオンライン化の成果・状況に関しまして、後ほど御説明したいと思います。

次のページをお願いいたします。このオンライン化に関しましては、内閣府様に基本計

画を中企庁さんから御提出いただいております。先ほど申しました先行オンライン、そして2025年の全面刷新といったところを既に申告させていただいているところでございます。そして、中段のところでございますが、この計画の進捗状況を第三者委員会、具体的にはこの共済小委員会の場で御確認いただくということで毎年毎年レビューをしていくということが定められているところでございます。

次のページをお願いいたします。具体的に、このオンライン化の利用実績を御報告申し上げます。表のところを御覧いただきますと、小規模共済、倒産防止共済、そして加入手続、保全手続と分けて記載させていただいております。目標は、令和5年度末時点で20%ということになっております。小規模共済の加入手続は、9月17%、10月25%、そして資料作成が間に合いませんでしたが、11月が13%という形となっております。10月は20%を超えましたが、実は11月、12月は個人事業主の皆様方の税金の締めの方に当たっておる関係で、商工会、商工会議所や青色申告会などの窓口で記帳指導などを受けていらっしゃる方が多いございまして、どうしても紙手続が優位になる月でございますので、11月、12月は一旦オンライン利用率は下がらざるを得ないと考えてございまして、また、1月以降盛り返していくべく広報を進めていこうと考えておるところでございます。

小規模共済の保全手続のほうは、増額・減額ということで若干の違いはございますが、9月から11月までの3か月間で、現在、約14%程度の利用率となっているところでございまして、全体的には少しずつ上がってきているかなというところでございます。

倒産防止共済のほうは、主に法人の方々が契約者となっております関係で、広報周知が少しずつ進んでいると理解しております。加入手続は9月6%、10月11%、11月は16%となってきているところでございます。さらに広報に努めて、20%を実現したいと考えているところでございます。

保全手続のほうは、既存契約者の皆様方ということもありましてある程度周知ができているということで安定的に推移しているところでございますが、逆にこの数字をさらにかさ上げしていかなければいけないということで、既存契約者の皆様方への周知をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。内閣府に御提出申し上げている基本計画に記載されているアクションプランの実施状況でございます。

プランaはシステム開発ということでございまして、昨年9月にシステムを先行して稼働いたしまして、令和7年度のシステム刷新に向けても開発を進めているところでございます。

プランbは、契約者、主に既存契約者の皆様方への周知ということでございまして、掛金の積み上がり状況などをお知らせする郵送物の中にチラシを入れるなどの周知を図っているところでございます。

また、プランcでございますけれども、商工会、商工会議所、金融機関などの委託機関のほうにもチラシやレターをお届けしまして、窓口御来訪の契約者の方への周知をお願い

しているということでございます。

プランdでございますが、こちらはオンラインで加入された方へのウェブでのアンケートを実施いたしまして、加入動機やオンライン手続への御指摘などをいただいております。また、もちろん紙手続の皆様方にも同様のアンケートを実施いたしまして、ウェブへの誘導をどのように図っていくかといった材料を得ているところでございます。

次のページをお願いいたします。引き続きではございますけれども、インターネットを中心といたしました新規契約者向けの広報を続けていきたいと考えているところでございます。特に紙手続で加入された方へのアンケート結果では、約2分の1の方がオンライン手続の存在を知らず、知っていればオンラインでやったのにとという声が圧倒的でございますので、やはり知っていただくということが非常に重要だと考えているところでございます。

また、2番目、共済相談室の機能強化。共済相談室と申しておりますが、いわゆるコールセンターでございます。こちらはオンライン化に合わせましてどうしても手続でのお問合せが増えることが想定されましたので、オペレーターの体制を増強いたしまして、おおむね90%程度の応答率を9月以降維持しているところでございます。また、今後さらに増大していくであろう問合せに対してもオペレーターの増員をさらに図っていくことを予定しているところでございます。

最後に、ウェブサイトでございます。残念ながら昨年の9月には間に合いませんでしたが、この2月に「共済サポートnavi」という共済専門のホームページを立ち上げるべく、今、最後の詰めを行っているところでございます。現在のホームページは、中小企業基盤整備機構のホームページの一部となっております、どうしても検索などがしにくい構造となっております。これを独立させることでより簡単に目的の情報が得られるようにしたいと考えているところでございます。

最後に、これは契約者の皆様方にお配りしているチラシの見本をつけているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの中小機構からの御説明につきまして、御質問、御意見、コメント等があれば、お出しいただければと思います。いかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 どうもありがとうございます。

大変先進的な取組だなど思うのですけれども、このインターネットというか、ウェブでやるというのはスマホなどには対応してできるようになっているのですか。最近、そういう人が多いかなと思うのでお尋ねするのですけれども。

○吉野中小機構理事 御説明が足りず失礼いたしました。いわゆるパソコンのためのページとスマホ用のページを両方用意して、どちらからでも簡便に御手続いただけるように用

意してございます。

○大橋委員 ありがとうございます。

最近、コンピューターは使えないけれどもスマホは使えるという人が増えているみたいなので、ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、引き続きオンライン利用率の目標があるということですので、様々な取組をされているということですが、それに向けて引き続き中小機構においても御尽力をいただければと思いますし、当小委員会でもその状況については引き続きモニターしていくことになろうかと思えます。ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定の議題は終えられたということになりますけれども、何か委員の皆様方から全体についての御意見なり、御質問なりがあれば、お出しいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、議題の審議は終了したということで、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○井上経営安定対策室長 山本委員長、ありがとうございました。

それでは、事務局からの連絡でございます。次回の共済小委員会ですが、小規模企業共済の負荷共済金の支給率などについて御審議をいただくため、3月上旬を目途に予定をしているところでございます。開催方法につきましては、昨年同様書面審議とさせていただくことも踏まえて検討いたします。後日、事務局より皆様へ御連絡をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会はこれにて終了させていただきます。長時間にわたりまして貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。引き続きよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

午後4時20分 閉会